移住応援助成金 交付までの手続き

① (様式第 1号) **交付申請資格選定申請書**・転入日前 3 か月以内に提出

まず、西九州させぼ広域都市圏サポーター登録をしてください。 ご登録はこちらから



【添付書類】

- ア) 世帯全員が県外に1年以上居住していたことを証する書類。
 - (移住前の住民票又は転出届の写し など)
 - ※新卒移住応援助成金対象者のうち、佐世保市出身者で就学中、住民票を大学近郊等に 移動していない場合は、佐世保市の住民票
- イ)世帯員全員が税を滞納していないことを証する書類(前住所地発行の納税証明書)
- ウ) 申請者用 移住関係助成金等のチェックリスト
- 注意 転入前に事前申し込みが必要です(転入後では、受付できません)
- ●移住応援助成金交付申請資格選定通知書(様式第2号) ← 審査後、佐世保市が交付
 - ② (様式第3号) 交 付 申 請 書・佐世保市に転入後6月以内に提出

・連帯保証人(同居する配偶者不可))の自署押印必要

【添付書類】は次に掲げる書類(ア〜エ)及び個別書類(オ)(助成金の種類に応じて)

- ア) 町内会加入証明書(様式第13号) イ) 転入後の住民票 ウ) 交付申請用チェックリストエ) その他市長が必要と認める書類
- オ) 個別書類 移住就業支援助成金・・・就業証明書等 賃貸住宅入居支援助成金・・・賃貸借契約書の写し 子育て世帯移住応援助成金・・・就業証明書等、賃貸借契約書の写し 新卒移住応援助成金・・・就業証明書等、卒業証明、賃貸借契約書の写し
- ●交付決定通知書(様式第 4 号) ← 審査後、佐世保市が交付
- ③ (樣式第 7号) 交 付 請 求 書 · 交付決定通知書受理後
- ●助成金支払
- ※状況報告 ひとり親家庭賃貸住宅家賃補助金及び新卒移住応援受給者は、交付申請日から1年を経過する日 の翌日から起算して30日以内に就業証明書を市長に提出しなければならない。